

大学における障がい学生支援担当部署の名称の分析 ーテキストマイニングによる分析と日本・アメリカ・イギリス・ カナダの比較を通してー

井上智博

青山学院大学相模原キャンパス障がい学生支援センター

Analysis of the Names of Disability Support Offices in Higher Education: A Text Mining Approach and a Comparative Study of Japan, the United States, The United Kingdom, and Canada

Tomohiro Inoue

Aoyama Gakuin University Support Center for Students with Disabilities

This study examines characteristics of support for students with disabilities by analyzing naming tendencies of offices responsible for reasonable accommodation at universities in Japan, the United States, the United Kingdom, and Canada using text-mining methods. In Japan, four clusters were identified: Student Support, Diversity Promotion, Counseling, and Special Support. The United States showed diverse terminology across institutions, while the United Kingdom used distinctive terms such as dyslexia, inclusive, and wellbeing. In contrast, Canada exhibited relatively standardized naming practices. Focusing on clusters including the term student, each country emphasized different core values: success in the United States, wellbeing in the United Kingdom, and accessibility in Canada. These differences reflect national approaches to conceptualizing disability support. The findings suggest that office names should reflect institutional principles while remaining understandable and approachable, and that effective information dissemination is essential to facilitate timely access to reasonable accommodation.

キーワード：障がい学生支援，合理的配慮，テキストマイニング，国際比較

Key words: Support for the students with disabilities, Reasonable Accommodation, Text Mining, International Comparison

問題 (Introduction)

障害者権利条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities) が 2006 年に国連で採択され、2008 年に発効して以来、世界的に障がいのある者への支援のあり方や合理的配慮の提供のあり方が模索されてきた。日本においては、2013 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法) が制定され、2016 年 4 月 1 日から施行された。同法により、国および地方公共団体等に対して、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることによる権利利益の侵害の禁止や、社会的障壁の除去の実施に必要な合理的配慮(以下、合理的配慮)の提供が義務化された。さらに、2021 年 5 月には同法が改正され、2024 年 4 月 1 日から施行されたことにより、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化された。これらの法制度の整備により、教育機関においても合理的配慮の提供に向けた体制整備が進められ、私立大学を含む高等教育機関全体において合理的配慮の提供が求められるようになった。

一方、大学における合理的配慮の提供をめぐることは、さまざまな課題が指摘されている。坂田(2021)は、障がいを従来の原因論的な医学モデルではなく、社会と個人の間に存在する多様な社会的障壁との相互作用によって生じるものと捉える「社会モデル」に基づく理解が広がっていることを指摘している。そのため、合理的配慮の提供に際しては、当該学生が直面している社会的障壁のあり方や、その者が置かれている環境など、多様な要素を踏まえた上で「合理的」であるかを検討する必要があることを述べている。

文部科学省(2024)による「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ)」では、合理的配慮の提供における課題として、「大学と本人の意向との齟齬」、「合理的配慮の内容決定の長期化」、「合理的配慮に係る対応の固定化」などが挙げられている。これに対し、学内の体制整備の取組として、理解啓発活動の推進、学内支援体制の構築、学内における連携強化などの必要性が示されている。

さらに、小川(2018)は、発達障がい学生の就

職率が学生全体と比較して低いことを踏まえ、「自分の障がいを理解し、自分でできる対処や支援方法を理解するとともに、適切に配慮を要請するスキル」をセルフ・アドボカシー・スキル(Self-Advocacy Skills : SAS)と定義し、その育成の重要性を指摘している。以上のことから、現在指摘されている課題は、主として「合理的配慮を提供する側(教員・大学)」、「合理的配慮の提供を受ける側(学生・保護者)」、「合理的配慮に係る制度(法制度・社会的理解)」という三つの側面に整理できると考えられる。

大学における障がい学生支援に関する制度整備が急速に進む中で、多くの大学において合理的配慮に関する専門部署や担当者の設置が行われてきた。しかし、これらの担当部署の名称には多様な表現が見られる。「障がい」に関する表記についても、「障害」「障がい」「しょうがい」と複数の表記が用いられているほか、「アクセシビリティ」や「ユニバーサルデザイン」といった語を用いた名称も存在している。この名称の多様性には、大学ごとの理念や支援体制が反映されている可能性がある。一方で、名称の違いによって、その役割や機能に関する理解のしやすさや、学生にとってのアクセスのしやすさに差異が生じる可能性も考えられる。

これまでの先行研究では、支援の方法や必要とされる政策に焦点を当てた研究が多く、合理的配慮に係る担当部署がどのような名称を用いているかに着目した研究は十分に行われていない。そこで本研究では、合理的配慮に係る担当部署の名称に注目し、国内大学の実態把握および国外の大学との比較検討を通して、名称の傾向から見える障がい学生支援の特徴やその背景を明らかにすることを目的とする。

方法 (Method)

国内大学について

文部科学省ホームページに掲載されている「令和 5 年度全国大学一覧」(文部科学省, 2024)を基に、国立大学、公立大学、私立大学のそれぞれについて全体の 35% (国立 31 校、公立 35 校、私立 220 校) を無作為に抽出した。抽出した大学

の公式ウェブサイトを参照し、合理的配慮に関連する担当部署に関わる情報を収集・整理した。

分析対象とする担当部署については、学生相談、保健管理、学務関連部署を除外し、障がい学生支援に特化した部署名称のみを対象とした。また、大学が特定されるおそれのある名称については、特定されない範囲で表記の変更を行うか、分析対象から除外した。

得られた担当部署名称について、KH Coder 3 を用いてテキストマイニング分析を行った。表記ゆれの正規化として、「障害」「障がい」「しょうがい」を「障がい」に統一するなどの処理を行った。形態素解析には McCab を使用し、頻出語の抽出およびストップワード処理を実施した。さらに、語彙間の関連性を検討するため、共起ネットワーク分析を行い、語と語の結びつきを可視化した。可視化されたネットワークを基にクラスタリング解析を行い、担当部署名称に内在する特徴的な意味構造を抽出した。

英語圏大学について

英語圏大学として、アメリカ、カナダ、イギリスの大学を分析対象とした。アメリカについては、U.S. Department of Education が提供する College Scorecard に掲載されている大学（U.S. Department of Education, n.d.）のうち、Community College を除外した 5,920 校から無作為に 50 校を抽出した。イギリスについては、The Higher Education Statistics Agency（以下、HESA）に記載されている大学 488 校（HESA, n.d.）の中から 50 校を無作為に抽出した。カナダについては、Universities Canada に掲載されている 146 校（Universities Canada, n.d.）の中から、英語圏の大学を対象として 50 校を無作為に抽出した。

抽出した各大学について、国内大学と同様に、合理的配慮および障がい学生支援に関連する担当部署名称を公式ウェブサイトより収集・整理した。なお、大学名が特定される可能性のある名称については、特定されない範囲で表記の変更を行うか、分析対象から除外した。

分析には、国内大学と同様に KH Coder 3 を使用した。形態素解析には Stanford POS Tagger を使

用した。頻出語の抽出、ストップワード処理、共起ネットワーク分析およびクラスタリング解析については、国内大学と同一の手続きで実施した。

結果 (Result)

日本の合理的配慮に関連する担当部署

本調査で対象とした日本の大学のうち、合理的配慮に関連する担当部署が公式ウェブサイト上に掲載されていた大学は 71.7% であった。担当部署の記載が確認された大学について次の基準で分類した。「障がい学生支援センター」など障がい学生支援に特化していると判断できる特殊な名称を用いているものを「特殊名称系」。学生相談室、医務室や保健管理担当部署であると判断できる名称を「学生相談 / 保健管理系」。学務課や教務課など、大学事務室関係であると判断できるものを「大学事務室系」。特定の教員が担当していると判断できるものを「教員」。先述のいずれの分類にも当てはまらないものを「その他」とした。担当部署が複数に渡っている大学もカウントし、それぞれの割合を算出した。その結果、「特殊名称系」は 35.7%、「学生相談 / 保健管理系」は 16.8%、「大学事務室系」は 29.7%、「教員」は 4.9%、「その他」は 4.9% であった。担当部署が複数に渡っている大学の割合は 19.6% であった。

また、特殊名称系における「障がい」（「障がい」「障害」「しょうがい」等）の表記の使用状況を検討したところ、特殊名称系を用いている大学のうち 19.5% が「障がい」表記を使用していた。障がい表記の内訳は、「障がい」が 70.0%、「障害」が 27.5%、「しょうがい」が 2.5% であった。

さらに、特殊名称系の施設名称一覧を対象として共起ネットワーク分析を行った。その結果、4 つのクラスターが抽出された。共起ネットワーク図を Figure 1 に示す。

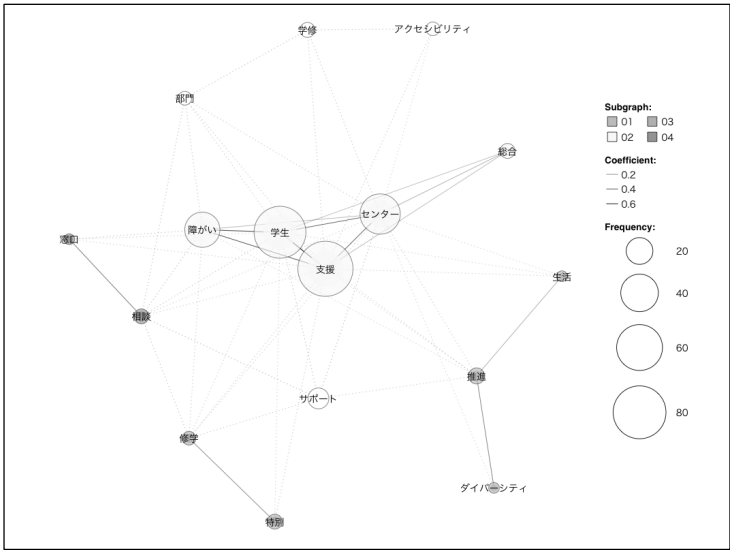


Figure 1 日本の特殊名称の共起ネットワーク図

アメリカの合理的配慮に関連する担当部署

本調査で対象としたアメリカの大学のうち、公式ウェブサイト上に合理的配慮に関連する担当部署名が掲載されていた大学は 88.0%であった。担

当部署名称の一覧を対象として共起ネットワーク分析を行った結果、4つのクラスターが抽出された。共起ネットワーク図を Figure 2 に示す。

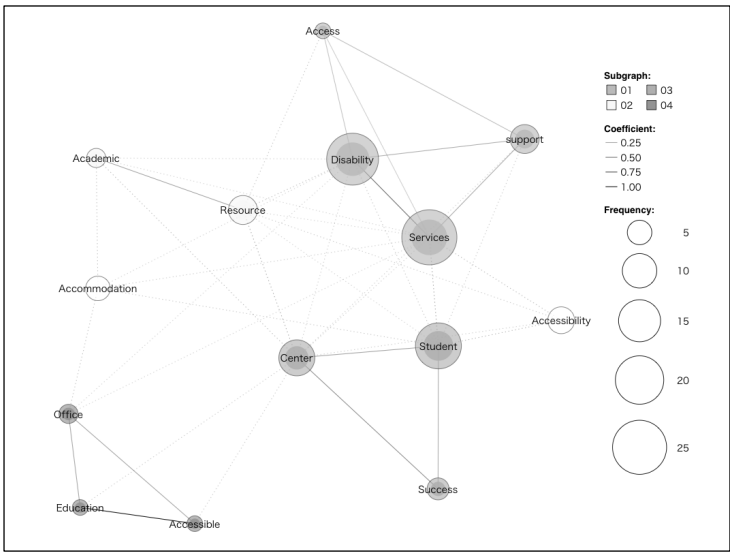


Figure 2 アメリカの特殊名称の共起ネットワーク図

イギリスの合理的配慮に関連する担当部署

本調査で対象としたイギリスの大学では、すべての大学において合理的配慮に関連する担当部署が公式ウェブサイト上に明示されていた。担当部

署名称の一覧を対象として共起ネットワーク分析を行った結果、5つのクラスターが抽出された。共起ネットワーク図を Figure 3 に示す。

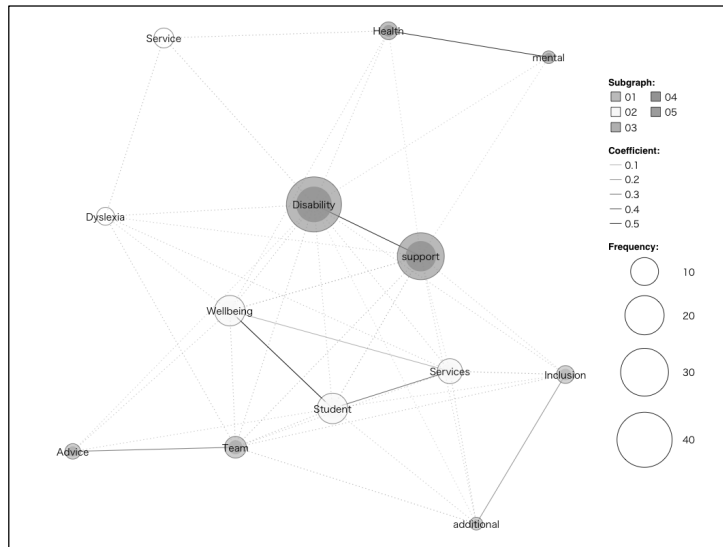


Figure 3 イギリスの特殊名称の共起ネットワーク図

カナダの合理的配慮に関連する担当部署

本調査で対象としたカナダの大学のうち、公式ウェブサイト上に合理的配慮に関連する担当部署名が掲載されていた大学は 90.0%であった。担当

部署名称の一覧を対象として共起ネットワーク分析を行った結果、2つのクラスターが抽出された。共起ネットワーク図を Figure 4 に示す。

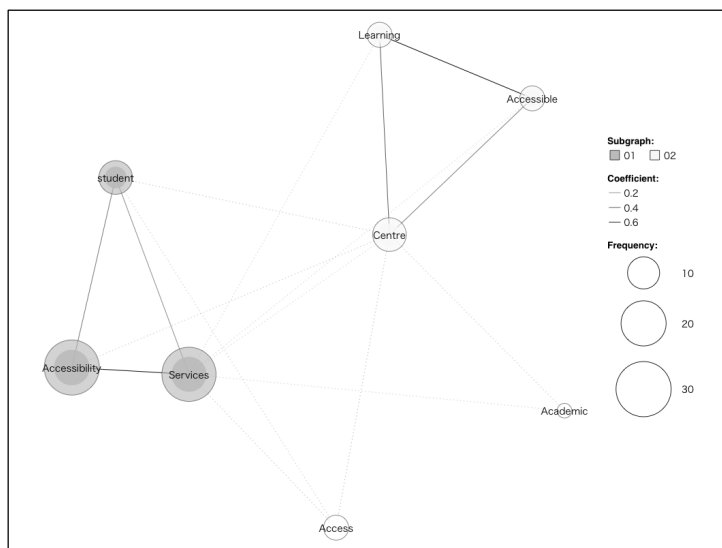


Figure 4 カナダの特殊名称の共起ネットワーク図

日本・アメリカ・イギリス・カナダのクラスターと抽出語一覧

各国の共起ネットワーク分析において抽出され

たクラスターに基づき、各クラスターに名称を付与した。各国のクラスター名称を Table 1 に示す。

Table 1 各国のクラスター名称と抽出語一覧

国	クラスター	抽出語
日本	学生支援系	支援/学生/センター/障がい/総合
	ダイバーシティ推進系	推進/ダイバーシティ/生活
	相談系	相談/窓口
	特別支援系	特別/修学
アメリカ	障がい支援系	Disability/Services/support/Access
	学生支援(Success)系	Student/Center/Success
	教育支援系	Accessible/Education/Office
	教育資源系	Academic/Resource
イギリス	障がい支援系	Disability/support
	学生支援(Wellbeing)系	Wellbeing/Student/Services
	Inclusion 系	Inclusion/additional
	精神衛生系	Health/mental
	助言体制系	Advice/Team
カナダ	学生支援(Accessibility)系	Accessibility/Services/student
	学修支援系	Learning/Accessible/Centre

考察，結論 (Discussion, Conclusion)

日本の大学における担当部署について

2024 年 4 月の法改正により、私立大学を含めた事業者において合理的配慮の提供が義務化された。しかし、大学の公式ホームページ上で合理的配慮に関する担当部署名が明記されている大学は約 7 割にとどまっていた。この背景には、実際には担当部署や支援体制が整備されているものの、ホームページ上での情報公開が十分に行われていない大学が存在する可能性や、学内整備そのものが十分に進んでいない大学が含まれている可能性が考えられる。

担当部署の分類とその割合を見ると、「大学事務室系」が約 30% を占めており、これらは必ずしも障がい学生支援を専門とする職員ではなく、

非専門的職員が対応している可能性の高い部署であると考えられる。これに加えて特定の教員が対応している割合も約 5% 認められた。合理的配慮の内容の決定から支援の手続きにおいては、独立行政法人日本学生支援機構 (2018) が示すように、学生からの申し出、根拠資料の収集、配慮内容の検討および決定、さらに関係者間における建設的対話の促進などが求められている。また、合意形成が困難な場合には、相談窓口としての機能も期待されている。このように、合理的配慮をめぐる実務には、制度理解や調整能力を含む多様な対応が求められると言える。こうした実務の性質を踏まえると、非専門的職員が中心となって対応している場合や、教員が教育・研究活動と並行して対応を担う場合には、職員個人への負担が集中する

可能性がある。また、その結果として、支援が形式的な運用にとどまるおそれも指摘できる。本調査結果は、障がい学生支援を持続的に運用していく上で、全国的に組織的な人的資源の充実が課題となっていることを示唆するものであると考える。

障がい学生支援の担当部署の情報公開に関しては、公式ウェブサイト上の公開状況が約70%という結果は今後改善すべき課題の一つであると考ええる。大学に関する情報を得る手段として、受験生や在学生が公式ホームページを参照することは一般的である。また、近年では生成AIを用いて大学情報を収集する学生も増加していることを踏まえると、生成AIが参照する情報源に、合理的配慮や支援体制に関する必要な情報が適切に含まれていることは重要であると言える。障がい学生支援に関する情報へのアクセスのしやすさ自体を合理的配慮の一環と捉えるならば、利用者にとって分かりやすく、到達しやすい形で情報を発信することは、今後の大学に求められる重要な課題であると考えられる。

「障がい」「障害」「しょうがい」表記について

「障がい」「障害」「しょうがい」などの表記のうち、約7割の施設が「障がい」表記を採用していることがわかった。この結果は、大学における障がい学生支援の実務領域において、「障がい」表記が一定の配慮的意味を持つ表現として用いられている可能性を示唆している。

大矢（2020）は、「害」という漢字が持つ否定的な意味作用が、障がいを個人の欠陥や社会的負担として理解させてきた歴史的経緯を指摘し、「障がい」あるいは「しょうがい」表記への転換を、障がいを社会的バリアとの関係で捉える社会モデルへの象徴的实践として位置付けている。「障がい」表記が多数派となっている点は、こうした理念が大学の支援現場に一定程度浸透していることを示唆するものと解釈できる。

一方で、栗田・楠見（2010）の大学生を対象に行った調査では、「障がい者」表記が身体障害者に対する尊敬のイメージを一部促進する可能性は示されたものの、その効果は限定的であり、交流

態度や行動意図を直接的に改善するものではないことが示唆されている。この知見を踏まえると、「障がい」表記の広がりには、差別や偏見の解消をそれ自体で達成する実践というよりも、障がい学生支援に携わる組織の価値姿勢や理念を示す象徴的表現として理解することが妥当であると言える。

さらに大矢（2020）は、「しょうがい」表記について、社会的バリアを低減するために当面は有効であるとしつつも、「それ自体が万全な表現ではなく、将来的には新たな表現を模索・創出すべきである」と述べている。支援ニーズが存在していても、学生が自ら申告しないことにより、支援につながるまでに時間を要する状況も指摘されている（篠田ら、2019）。実際の支援現場においても、自身が合理的配慮を依頼できる「障がい」に該当するとは認識せず、施設利用に至るまでに時間を要する事例も少なくない。したがって、「障がい」表記の利用は施設の目的を示す表現である一方、その表記自体が利用への心理的障壁となる可能性も否定できない。施設名称において「障がい」表記に必ずしも限定しない柔軟な表現を検討することや、支援対象や利用可能な内容を具体的に示す補足的な説明を併用するなどの情報発信を行い、施設利用に至るまでの心理的・時間的ハードルを低減する工夫が求められると言える。名称そのものに加えて、公式ウェブサイト上での導線設計やFAQの充実、修学上の困りごとを起点とした情報提示など、利用者の気づきを促進する仕組みを整備することが、結果として合理的配慮への早期接続を可能にする要素となりうると考えられる。

日本の担当部署のクラスターについて

本研究で抽出された「学生支援系」「ダイバーシティ推進系」「相談系」「特別支援系」の4つのクラスターの解釈としては、障がい学生支援における従来から内包してきた機能や大学における政策方針を反映したものとなっていることが考えられる。「学生支援系」および「特別支援系」は、名称の通り「学生」に対する「支援」という機能的側面を前面に示すものである。

特に「特別支援系」の「特別」という語は、大

学段階以前から展開されてきた特別支援教育の影響を示唆するものと考えられる。2007年の学校教育法改正により「特別支援教育」が制度化され、発達障がいもその対象に含まれるようになった（文部科学省，2007）。この過程において、「特別」という語は、専門性や配慮の必要性を示す正当な教育用語として制度的に定着してきたと言える。大学において合理的配慮が「権利保障」として明確に位置付けられたのは2016年以降であり、その歴史は比較的浅い。このことから、大学組織においても、すでに教育現場に浸透していた特別支援教育の語彙や発想が参照枠として用いられやすかった可能性が考えられる。一方で、「特別」という用語は「特別扱い」という理解と結びつきやすい側面を持つ可能性も指摘できる。鎌田ら（2025）は、大学生の援助要請スタイルのうち「援助要請回避型」では、メンタルヘルスの悪化やネガティブ感情の表出が「恥」や「弱さ」と見なされることへの恐れから、援助要請の実行が困難となる場合があることを指摘している。また、教職員においても「特別なことを強要されるのではないか」といった不安が生じる可能性も考えられる。「特別支援」という概念が、本来意図する専門的配慮や教育的支援の意味について、学生・教職員での理解を共有していくことが重要な課題を内包しているものであるとも考えられる。その意味で、本クラスターは、大学における障がい学生支援をめぐる慎重な運用と説明を要する可能性を示唆するものの一つであると考ええる。

「相談系」のクラスターは、障がい学生支援が学生相談の文脈から発展してきた歴史的経緯を反映したものであると考えられる。組織的な障がい学生支援が制度化される以前から、修学上の困難や心理的問題への対応は学生相談機関を中心に行われてきた。川住ら（2010）の全国調査においても、学生相談機関が初期対応や学内調整の中核を担ってきたことが示されている。現在においても、学生相談機関の一部として障がい学生支援を行う大学や、両者が並列的に配置されている大学が見られた。

「ダイバーシティ推進系」は、障がい学生支援が個別的な支援提供の枠組みを超え、大学全体の

ダイバーシティ推進の一環として再編成されつつある状況を反映していると考えられる。障害者の権利条約においても、人間の多様性の尊重を強化することが示されており（外務省，2014）、多様性（ダイバーシティ）の推進は国際的にも重要な理念とされている。渡邉ら（2017）はダイバーシティを「文化、人種、国籍、ジェンダー、障害、宗教、政治的信条などのそれぞれが多様であること」と定義し、「ダイバーシティを受け入れ、互いに多様に配慮し、多様性を尊重し合う態度や行動を醸成する教育」をダイバーシティ教育と定義して小学校を対象に調査を行い、その取り組み状況が各学校の児童の実態と関連していることを明らかにしている。障がい学生の在籍者数が増えている実態（日本学生支援機構，2025）を考慮すると、大学においてもダイバーシティ推進の重要性は今後さらに高まると考えられる。

加えて、発達障がいや精神疾患においても「ニューロ “ダイバシティ”」という言葉が使われるようになってきている。これは、脳や神経、それに由来する個人レベルでの様々な特性の違いを多様性と捉えて相互に尊重し、それらの違いを社会の中で活かしていくという考え方である（経済産業省，2025）。米田（2025）はこのニューロダイバシティの視点により、障がいと健常という枠組みを超えたインクルーシブ教育の推進に寄与すると指摘している。

以上から、日本の障がい学生支援担当部署の名称傾向から、機能的側面・歴史的展開・大学政策としての位置付けなどの複数の観点を読み取ることが可能であると考ええる。

アメリカ・イギリス・カナダにおける担当部署開示状況について

調査対象校において、担当部署を公式ホームページ上で公開している大学の割合は、アメリカ88%、イギリス100%、カナダ90%であり、日本と比較して高い水準にあることが明らかとなった。この差異の背景には、障がい学生支援における歴史的な背景の違いがあると考えられる。

アメリカでは1964年の公民権法を始めとして、1990年の障がいのあるアメリカ人法（ADA）お

よび障がいのある個人の教育法（IDEA）の制定により、包括的な差別禁止と合理的配慮の提供が制度化されてきた（内閣府，2008）。イギリスはウォーノック報告（1978年）を契機としてインクルーシブ教育の理念が提唱され、2006年の障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act：DDA）改正および2010年の平等法（Equality Act 2010）の制定を通じて、大学における障がい学生支援が義務化された（青木・鄭，2025）。カナダにおいても、1960年のカナダ権利章典で人権保障が謳われ、その後1977年のカナダ人権法および1982年の「カナダ権利自由憲章」において人々を差別から守るための法律が定められた。特にオンタリオ州では、2005年に「オンタリオ州障害者のためのアクセシビリティ法（Accessibility for Ontarians with Disabilities：AODA）」が施行され、合理的配慮が大学の義務として位置付けられている。これに対して、日本においては2016年の障害者差別解消法の施行により、国公立大学における合理的配慮の提供が義務化されたことを考えると、10年以上の歴史的な違いがあると言える。障がい学生支援に関する情報の開示状況は、障がい学生支援への取り組み状況を見定める一つの指標になりうることを示唆している。

アメリカ・イギリス・カナダにおける担当部署名について

3か国のクラスターを比較すると、担当部署名称の傾向に顕著な差異が見られた。アメリカは3か国の中で抽出される語数が最も多く、障がい学生支援の取り組みが大学によって多様に存在する可能性を示唆している。イギリスは「dyslexia」などの特定の疾患名が抽出されるなどの特徴が見られたほか、「inclusive」や「Wellbeing」など日本・アメリカ・カナダではあまり見られない語彙が使用されている傾向がある。カナダは3か国の中で抽出された語数・クラスターが少なく、カナダ全体として統一性のある施設名称が使われていることが示唆された。

3か国共通している「Student」を含むクラスター（学生支援系クラスター）に着目すると、各国における障がい学生支援の概念化および制度化の違

いが明確となる。アメリカでは「Success」、イギリスでは「Wellbeing」、カナダでは「Accessibility」が「Student」と合わせて抽出された。辞書的定義（小西・南出，2006）およびWHO（2021）の定義を踏まえると、アメリカは学業達成や成長といった成果思考、イギリスでは心身の健康や生活を含む包括的な学習環境、カナダでは教育資源への公平なアクセスの確保を重視していると解釈できる。特にカナダでは、Accessible Canada Act（2019）において社会構造側の障壁除去が一貫して強調されており、「Accessibility」を中心概念とする名称傾向との親和性が高いと考えられる。

以上のことから、アメリカ、イギリス、カナダの施設名称はそれぞれ「成果」「健やかさ」「アクセスの平等」という価値軸の差異を反映しており、施設名称の分析が各国の教育政策や文化的文脈を読み解く有効な手がかりとなる可能性が示唆された。

まとめ・今後の課題

本研究では、日本・アメリカ・イギリス・カナダの障がい学生支援担当部署の名称を分析し、施設名称から各国・各大学における背景、方針、政策意図を読み解く手がかりが得られる可能性を示した。施設名称は、当該組織がどのような目的や価値観を持つ支援体制であるかを示す重要な情報を内包していると言える。担当部署の公開状況や名称のあり方を含め、日本における障がい学生支援に関する情報発信の課題を明らかにした点も、本研究の意義であると考えられる。

一方で、どの名称が最も望ましいかを一義的に論じることは困難である。名称を検討する際には、組織の理念を反映しつつ、利用者や関係者にとって理解可能で親和的な表現となっているかを慎重に検討する必要がある。

本研究は、公式ホームページ上に掲載された情報に基づいて分析を行ったため、実際の支援体制や運用実態とは必ずしも一致しない可能性がある。今後は、名称に込められた意図や実際の活動内容との対応関係を検討することが課題として挙げられる。また、本研究では日本・アメリカ・イギリス・カナダで抽出した大学数が各国の大学数

と異なるため、その国全体の状況を示しているとは必ずしも言えない。加えて、各国の文化・言語的相違から画一的に考察することには限界があると考えられる。そのため、各国の言語的・文化的な相違を考慮した比較研究を行うことが課題として挙げられる。

利益相反の開示

本研究における、開示すべき利益相反はない。

引用文献

- 独立行政法人日本学生支援機構. (2019). 合理的配慮ハンドブック～障がいのある学生を支援する教職員のために～. ジアース教育新社
- 外務省. (2014). 障害者の権利に関する条約. Retrieved January 5, 2026, from 外務省ウェブサイト: https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html
- 外務省. (2024). 障害者の権利に関する条約. Retrieved December 19, 2025, from 外務省ウェブサイト: https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html
- Government of Canada. (2019). Accessible Canada Act. Retrieved December 27, 2025, from Government of Canada website: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/a-0.6/>
- 鎌田真実・入江智也. (2025). 大学生における援助要請スタイルごとの対処の差異—ソーシャル・サポート・コーピングの種類に着目して—. 北翔大学教育文化学部研究紀要, 10, 1–12.
- 川住隆一・吉武清實・西田充潔・細川徹・上埜高志・熊井正之・田中真理・安保英勇・池田忠義・佐藤静. (2010). 大学における発達障害のある学生への対応—四年制大学の学生相談機関を対象とした全国調査を踏まえて—. 東北大学大学院教育学研究科研究年報, 59, 435–460.
- 栗田季佳・楠見孝. (2010). 「障がい」表記が身体障害者に対する態度に及ぼす効果—接触経験との関連から—. 教育心理学研究, 58, 129–139.
- Higher Education Statistics Agency. (n.d.). All HESA providers. Retrieved August 20, 2025, from HESA website: <https://www.hesa.ac.uk/support/providers/all-hesa-providers>
- 内閣府. (2008). 資料2 アメリカにおける「合理的配慮」について. Retrieved December 27, 2025, from <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/06/dl/s0627-8b.pdf>
- 内閣府. (2015). 平成 27 年度 合理的配慮提供に際しての合意形成プロセスと調整に関する国際調査報告書. Retrieved December 27, 2025, from <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h27kokusai/index.html>
- 内閣府. (n.d.). 障害を理由とする差別の解消の推進. Retrieved August 20, 2025, from 内閣府ウェブサイト: <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- 日本学生支援機構(編). (2026). 令和 6 年度(2024 年度) 障害のある学生の修学支援に関する実態調査. Retrieved January 5, 2026, from 日本学生支援機構ウェブサイト: https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/2024.html
- 南出康世(編). (2006). ジーニアス英和辞典(第4版). 大修館書店
- 文部科学省. (2007). 特別支援教育の推進について(通知). Retrieved January 5, 2026, from 文部科学省ウェブサイト: https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101/001.pdf
- 文部科学省. (2024a). 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ). Retrieved September 10, 2025, from 文部科学省ウェブサイト: https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext_01732.html
- 文部科学省. (2024b). 令和 5 年度全国大学一覧. Retrieved April 2025, from 文部科学省ウェブサイト: https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ichiran/mext_00026.html

- 小川勤. (2018). 発達障害学生のセルフ・アドボカシー・スキル育成に関する研究—移行支援における自己理解と仕事理解—. 大学教育, 15, 25–35.
- 小川勤. (2019). 大学における障害学生支援の現状と課題—多様化・複雑化する支援ニーズと支援方法の変化—. 大学教育, 16, 7–16.
- 大矢雅之. (2020). 「障害者」から「障がい者」へ—「しょうがい」表記から見るノーマライゼーション社会へのアプローチ—. 公共政策志林, 8, 133–144.
- 坂田真己子. (2021). 合意形成に基づく合理的配慮の提供. 薬学教育, 5, 139–144.
- 篠田晴男・島田直子・篠田直子・高橋知音. (2019). 大学生の発達障害関連支援ニーズを踏まえた障がい学生支援体制構築の課題. 高等教育と障害, 1 (1), 61–73.
- U.S. Department of Education. (n.d.). Data. In College Scorecard. Retrieved August 20, 2025, from <https://collegescorecard.ed.gov/data/>
- Universities Canada. (n.d.). Our members. Retrieved August 20, 2025, from Universities Canada website:
<https://univcan.ca/about-universities-canada/our-members/>
- 渡邊健治・大久保賢一・竹下幸男・深田將揮. (2017). 日本の小学校における「ダイバーシティ教育」に関する調査. 畿央大学紀要, 14 (2), 25–40.
- World Health Organization. (2021). Health promotion glossary of terms 2021. Retrieved December 27, 2025, from WHO website:
<https://iris.who.int/server/api/core/bitstreams/96da8799-4938-4d66-b171-04770ed4b243/content>